

黒石市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則

(平成26年3月31日規則第15号)

改正 平成31年4月12日規則第18条

(趣旨)

第1条 この規則は、黒石市議会政務活動費の交付に関する条例（平成26年黒石市条例第50号。以下「条例」という。）に基づき交付される政務活動費について必要な事項を定めるものとする。

(交付申請)

第2条 政務活動費の交付を受けようとする議員は、毎年度、市長に対し、議長を経由して別記様式第1号により政務活動費交付申請書を提出しなければならない。

(交付決定)

第3条 市長は、毎年度、前条の規定により申請のあった議員について交付すべき年間分の政務活動費の額を決定し、当該議員に別記様式第2号による政務活動費交付決定通知書により通知するものとする。

(交付請求)

第4条 議員は、市長に対し、議長を経由して別記様式第3号により、政務活動費交付請求書を提出するものとする。

2 前項の請求書は、政務活動費の公布日の7日前までに提出するものとする。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(収支報告書の写しの送付)

第5条 議長は、条例第6条第1項の規定により提出された収支報告書の写しを市長に送付するものとする。

(会計帳簿等の整理保管)

第6条 政務活動費の交付を受けた議員は、政務活動費の支出について会計帳簿を調製し、これを当該政務活動費に係る収支報告書の提出期限の日から起算して5年を経過する日まで保管しなければならない。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成31年4月12日規則第18号)

この規則は、交付の日から施行する。

別記様式（第6条第1項関係）

年度政務活動費収支報告書

年 月 日

黒石市議会議長 様

議員名 ⑩

黒石市議会政務活動費の交付に関する条例第6条第1項の規定により、次のとおり提出します。

1 収 入
政務活動費 円

2 支 出

(単位：円)

項 目	金 額	備 考
調 査 研 究 費		
研 修 費		
広 報 費		
広 聴 費		
要請・陳情活動費		
会 議 費		
資 料 作 成 費		
資 料 購 入 費		
人 件 費		
事 務 所 費		

(注) 備考欄には、主たる支出の内訳を記載する。

3 残 額 円

別記様式第1号（第2条関係）

年 月 日

黒石市長 様
（黒石市議会議長経由）

議員名 ⑩

政務活動費交付申請書

黒石市議会政務活動費の交付に関する規則第2条の規定により、下記のとおり申請
します。

記

1 交付申請額（ 年度分） 円

別記様式第2号（第3条関係）

文書番号
年 月 日

議員名 様

黒石市長 印

政務活動費交付決定通知書

年 月 日申請のあった政務活動費の交付について下記のとおり決定したので、黒石市議会政務活動費の交付に関する規則第3条の規定により通知します。

記

1 年度政務活動費交付決定額（年額） 円

別記様式第3号（第4条関係）

年 月 日

黒石市長 様
(黒石市議会議長経由)

議員名 ⑩

政務活動費交付請求書

黒石市議会政務活動費の交付に関する規則第4条第1項の規定により、下記のとおり政務活動費を請求します。

記

1 金 円
ただし、 年 月分～ 月分